**平成２２年（フ）第８３号**
長崎県島原市上の原１丁目6263　塩塚方、住民票上の住所長崎市上野町５番８号
債務者　杉本　浩信
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋龍太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２２年（フ）第２２５号**
宮崎県延岡市浜砂２丁目17番16―201号
債務者　岡田　節子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２２年（フ）第４５４号**
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山96番地１　コーポ大祐203
債務者　徳永　　円
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第５７１号**
岐阜市羽衣町１丁目10番地　ＲＯＡ　Ｂｕｉｌ　ＡＮＮＥＸ　303号室
債務者　黒住　　誠
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
岐阜地方裁判所

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２２年（フ）第２９５５号**
札幌市中央区北５条西10丁目５番地８　カテリーナ札幌602号
債務者　荒木　佑将
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３０１９号**
北海道千歳市北斗３丁目８番22号
債務者　小笠原祐子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３１３１号**
札幌市北区新琴似４条４丁目６番36号　サンコーポ新琴似103号
債務者　腰丸江津子（旧姓伊瀬）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３１４２号**
札幌市手稲区星置２条５丁目17番５号
債務者　竹内　直樹
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３１５４号**
札幌市白石区本郷通11丁目南１番９―308号
債務者　江向　勝美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３１７９号**
札幌市厚別区厚別中央３条１丁目６番１号　エクセレント３・１―102
債務者　桝谷　俊介
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３１９６号**
札幌市北区北25条西14丁目５番51号　ヴィラトモエ102号
債務者　山口　早苗
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３２０９号**
北海道帯広市西19条南２丁目26番１号　光陽ハイツ106号、申立時の住所札幌市北区屯田６条10丁目４番１号
債務者　浅利　篤志
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３２１５号**
札幌市白石区北郷５条８丁目12番23号　タケガワビル402号
債務者　唐澤　孔樹
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３２３７号**
札幌市中央区北５条西29丁目１番１―310号
債務者　藤原　麻衣（変更前の名正江）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３２４１号**
札幌市西区琴似１条６丁目２番34号
債務者　野村　直代
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３３００号**
札幌市清田区里塚２条２丁目９番16号
債務者　濱野　邦子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３３１８号**
札幌市西区八軒８条東５丁目１番11号　北成コーポラス201号
債務者　住吉　　綾（旧姓葛西）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部